法律第二十一号

家畜改良増殖法の一部を改正する法律

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　家畜人工授精及び家畜受精卵移植（第十一条―第三十二条）」を「第三章　家畜人工授精及び家畜受精卵移植
第一節　家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等（第十一条―第十五条の二）
第二節　家畜人工授精師（第十六条―第二十三条）
第三節　家畜人工授精所（第二十四条―第三十二条）
第四節　特定家畜人工授精用精液等の特例（第三十二条の二―第三十二条の八）」に、「第三十二条の二―第三十二条の五」を「第三十二条の九―第三十二条の十二」に、「第四十一条」を「第四十二条」に改める。

第二条の見出しを「（国等の責務）」に改め、同条第一項中「有効な事項については、これ」を「必要な施策」に、「行わなければならない」を「講ずる責務を有する」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者、獣医師、家畜人工授精師その他の関係者は、国及び都道府県が行う家畜の改良増殖の促進に必要な施策に協力しなければならない。

第二条第三項を削る。

第三章中第十一条の前に次の節名を付する。

第一節　家畜人工授精及び家畜受精卵移植の制限等

第十二条中「施設」の下に「（次項及び第十四条第三項において「家畜人工授精所等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2　家畜人工授精所等以外の場所で、家畜人工授精用精液又は家畜受精卵を保存してはならない。ただし、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雌の家畜に注入し、又は移植するためにする場合その他農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条第三項中「農林水産省令で定める品質の不良な」を「家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることその他の農林水産省令で定める基準に適合しない」に改める。

第十五条の次に次の一条及び節名を加える。

（農林水産省令への委任）

第十五条の二　この節に規定するもののほか、第十三条第四項の家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書及び家畜体外受精卵証明書、同条第八項の精液採取に関する証明書、体内受精卵採取に関する証明書及び体外受精卵生産に関する証明書並びに前条第一項の家畜人工授精簿の様式は、農林水産省令で定める。

第二節　家畜人工授精師

第十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項第三号中「（昭和二十六年法律第百六十六号）、種畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）」、「（昭和三十五年法律第百四十五号）」、「（平成四年法律第四十六号）」及び「（昭和二十四年法律第二百八号）」を削り、「者」の下に「（前項に規定する者を除く。）」を加え、同項第四号中「者」の下に「（前項に規定する者を除く。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）、獣医師法、獣医療法（平成四年法律第四十六号）若しくは家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者には、前条第一項の免許を与えない。

第十九条第一項中「都道府県知事は、」の下に「家畜人工授精師が第十七条第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は」を加え、同条第二項中「第十七条第一項各号」を「第十七条第二項各号」に改める。

第二十三条を次のように改める。

（政令及び農林水産省令への委任）

第二十三条　この節に規定するもののほか、家畜人工授精師免許証の交付、書換交付、再交付及び返納に関し必要な事項は政令で、前条第二項の授精証明書、体内受精卵移植証明書、体外受精卵移植証明書及び精液採取に関する証明書の様式、家畜人工授精師の免許の申請手続並びに第十九条第二項の規定による免許の取消し及び業務の停止に関し必要な事項は農林水産省令で定める。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第三節　家畜人工授精所

第二十四条中「者」の下に「（次条において「申請者」という。）」を加える。

第二十五条第一項中「申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申請に係る施設が、家畜人工授精又は家畜受精卵移植を的確に、かつ、衛生的に実施するため必要な農林水産省令で定める構造、設備及び器具を備えていない場合

二　申請者が、この法律、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者である場合

三　申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前号に規定する者がある場合

第二十五条第二項中「当該施設の設置の場所が風紀上不適当であるときは」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申請に係る施設の設置の場所が風紀上不適当である場合

二　申請者が、家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合

三　申請者が、この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項第二号に規定する者を除く。）である場合

四　申請者が法人であつて、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに規定する者がある場合

第二十五条の次に次の一条を加える。

（変更の届出等）

第二十五条の二　家畜人工授精所の開設者は、第二十四条の許可に係る家畜人工授精所の名称その他の農林水産省令で定める事項を変更したときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2　家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、休止し、又は休止した当該家畜人工授精所を再開しようとするときは、その廃止、休止又は再開の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十六条第一項中「申請」を「前条第二項の規定による廃止の届出」に改め、同条第二項中「前条第一項の構造、設備及び器具を欠く」を「第二十五条第一項第一号に該当する」に改め、「同項第二号若しくは第三号若しくは同条第二項第二号から第四号までのいずれかに該当するに至つたとき若しくは」を加え、「基く命令の規定若しくはこれらに基く」を「基づく命令に基づく」に改める。

第三十一条中「第二十五条第一項の」を「第二十五条第一項第一号の農林水産省令で定める」に改める。